**災害対策基本法第６３条に基づく桜島の警戒区域への臨時的な立入届**

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　様

住　所

届出者　　機関名

（代表者）　氏　名

電話等　　　　―　　　―

桜島火山に係る災害応急対策のため、警戒区域内へ立入が必要となりましたので届出ます。なお、立入に伴う事故等については、届出者の責任で処理し、鹿児島市に対してその損害の補償を求めないことを確約いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 立入予定日時 | 令和　　年　　月　　日（　）  時　　分　～　　　時　　分　（　　時間　　分）  令和　　年　　月　　日（　）  時　　分　～　　　時　　分　（　　時間　　分） | | |
| 立入の目的・内容  （災害応急対策の内容） |  | | |
| 作業の場所 |  | | |
| 立ち入る者の  役職・氏名・連絡先  （原則２名以上） | 役職 | 氏名 | 連絡先 |
|  |  |  |
| 進入・退出口 | 進入口  退出口 | | |
| 備考 |  | | |

備考

１　立入の期間は必要最小限度の範囲内とし、また、夜間及び天候不良等、安全確保が困難な状況下では立入を控えること。

２　警戒区域内に立ち入る際には、桜島の火山活動状況について鹿児島地方気象台等に確認を行うこと。

３　作業員の万全な安全対策を施すこと。（ヘルメット、ゴーグル、安全靴、手袋など）

４　当日確実に連絡がとれる通信手段、身分証明書を携行すること。

５　警戒区域内における撮影は、災害応急対策に関するものに限り、映像は第三者への提供等（ＳＮＳへの掲載も含む）は控えること。